



報道関係者 各位

平成25年9月26日 発表	
担	三重労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 日美昌平 課長補佐 山川弥寿正
当	TEL(059)226-2107

第64回全国労働衛生週間の実施について

(期間：平成25年10月1日～10月7日)

平成25年度の全国労働衛生週間は

「健康管理 進める 広げる 職場から」

をスローガンとして10月1日から10月7日までの1週間にわたり全国一斉に展開されます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で64回目を迎えます。

この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

さて、三重県内における業務上疾病による休業4日以上の特徴者数をみると、平成24年は前年から24人減少したものの、150名もの方が被災されている現状にあり、労働衛生管理体制の確立、労働衛生教育の徹底、作業環境管理、作業管理、健康管理を総合的に実施する必要があります。(表1参照)

また、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は48.4%(平成24年)となっており、依然として、職場の労働者の約半数に健康に影響を与えるリスクが存在しています。健康診断の実施を徹底し、健康診断結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施することが重要となっています。(表2参照)

さらに、全国的には仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスなどのメンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからず見られ、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的な推進により、メンタルヘルスに関する措置を受けることができる職場とすることが求められています。

これに加え、昨年、印刷業での胆管がんの発生が全国的に問題となりました。化学物質による健康障害等を防止するため、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安

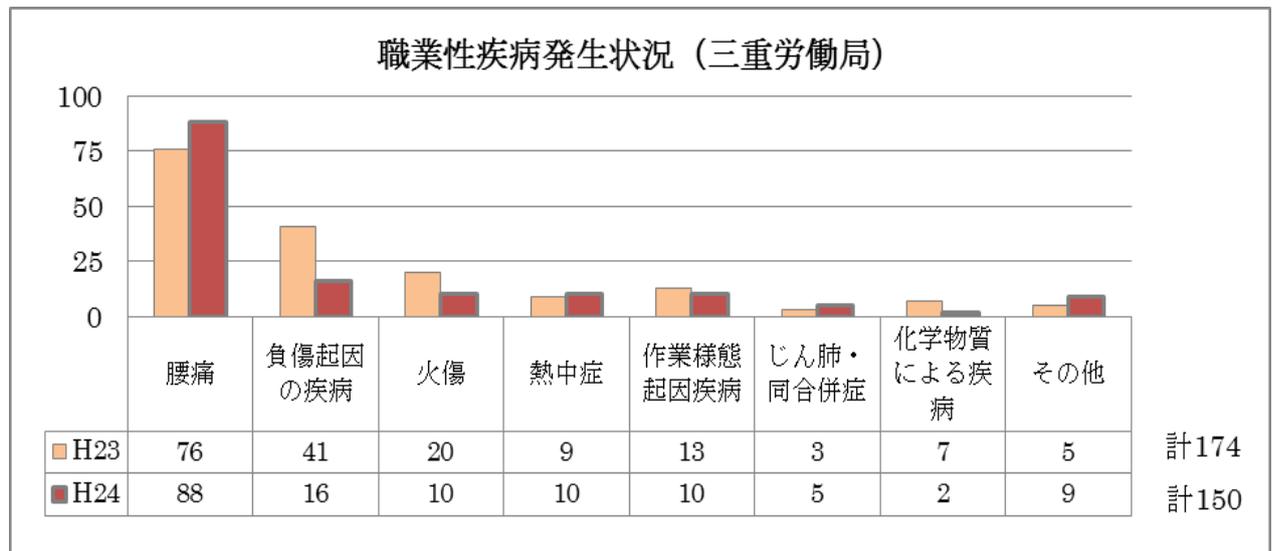
全データシート（SDS）等で入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施など、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

本週間を契機に、全ての事業場において、労働者の健康確保の重要性を改めて認識いただくとともに、安全衛生管理活動の着実な実行を図り、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現していただくようお願いします。

なお、三重労働局(局長 畑中啓良)では、各労働災害防止団体等と連携し、10月2日(水)午後2時より、三重県文化会館中ホールにおいて、「こころとからだの健康維持増進大会」を開催し、三重県こころの健康センター所長井上雄一朗氏を講師として招き、職場のメンタルヘルス対策を主眼とした講演を行うこととしています。

また、県下の労働基準監督署では各事業場への安全衛生指導時に労働安全衛生法に基づく健康診断の実施徹底及び定期健康診断の結果に基づく措置(事後措置)の実施確認並びにメンタルヘルス対策の取組の確認を一層強力に進めていくこととしています。

(表1)



(表2)

